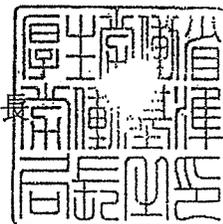




基発第0331019号  
平成20年3月31日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労災診療費算定基準の一部改定について

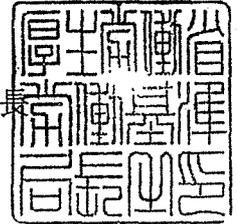
標記について、別添のとおり都道府県労働局長あて通達いたしましたので、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知につきまして特段の御配慮をお願いいたします。



基発第0331020号  
平成20年3月31日

独立行政法人  
労働者健康福祉機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局長



労災診療費算定基準の一部改定について

標記について、別添のとおり都道府県労働局長あて通達したので、貴機構におかれても、傘下の各労災病院に対する当該算定基準の周知・徹底及び適正な診療費の請求に努められるようお願いいたします。

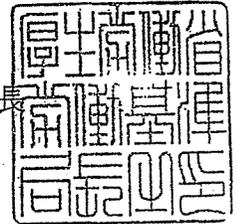


基発第0331021号

平成20年3月31日

財団法人労災保険情報センター理事長 殿

厚生労働省労働基準局長



労災診療費算定基準の一部改定について

標記について、別添のとおり都道府県労働局長あて通達したので、貴財団地方事務所に対する当該算定基準の周知・徹底及び労災診療費の点検等に遺漏のないようお願いします。



基発第0331018号

平成20年3月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

( 公 印 省 略 )

「労災診療費算定基準」の一部改定について

労災診療費の算定については、昭和51年1月13日付け基発第72号「労災診療費算定基準」(最終改定平成19年4月19日付け基発第0419001号。以下「算定基準」という。)をもって取り扱ってきたところであるが、診療報酬の算定方法(平成20年3月5日厚生労働省告示第59号)が改正されたことなどに伴い、今般、労災診療費算定基準の一部を下記のとおり改め、本年4月1日以降の診療に係るものから適用することとした(下記3、4及び7を除く。)のぞ了知の上、関係職員及び医療機関等に対する周知に努めるとともに、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

なお、下記3、4及び7については、平成18年4月1日の診療に遡って適用する。

記

1 算定基準の記の1中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成18年3月6日厚生労働省告示第92号)」を「診療報酬の算定方法(平成20年3月5日厚生労働省告示第59号)」に改める。

2 算定基準の記の1(1)中「ただし、健保点数表(医科に限る。)の初診料の注2のただし書きに該当する場合については、1,820円を算定する。」を「健保点数表(医科に限る。)の初診料の注2のただし書きに該当する場合(上記イに規定する場合を除く。)については、1,820円を算定できる。」に改め、本文を1(1)ロとし、同号の前に次を加える。

「イ 健保点数表(医科に限る。)の初診料の注2前段にかかわらず、健康保険等他保険及び自費(医療保険給付対象外)(以下「他保険等」という。)により傷病の診療を継続している期間中に、当該診療を継続している医療機関において、業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病により初診を行った場合、または、健康診断に引き続いて、当該健康診断を受けた医療機関において、業務上の事由又は通勤による疾病により、初診を行った場合は、初診料を算定できる

ものとする。」

- 3 算定基準の記の1 (7) イを次のように改める。  
「創傷処置、爪甲除去（麻酔を要しないもの）、穿刺排膿後薬液注入、熱傷処置、  
重度褥瘡処置、ドレーン法及び皮膚科軟膏処置」
- 4 算定基準の記の1 (7) ロを次のように改める。  
「関節穿刺、粘（滑）液嚢穿刺注入、ガングリオン穿刺術、ガングリオン圧砕法  
及び消炎鎮痛等処置のうち「湿布処置」
- 5 算定基準の記の1 (10) 中「3, 000円」を「420点」に、「指導管理箋」を  
「指導管理箋（別紙様式）」に改める。
- 6 算定基準の記の1 (11) ①中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。
- 7 算定基準の記の1 (14) ①中「消炎鎮痛等処置（「マッサージ等の手技による療法」  
及び「器具等による療法」）に係る点数」を「消炎鎮痛等処置（「湿布処置」を除  
く。）、腰部又は胸部固定帯固定、低出力レーザー照射、介達牽引、矯正固定及び  
変形機械矯正術（以下「消炎鎮痛等処置等」という。）に係る点数」に、「消炎  
鎮痛等処置（「マッサージ等の手技による療法」及び「器具等による療法」）」を「  
消炎鎮痛等処置等」に改める。
- 8 算定基準の記の1 (14) 中②を削除する。
- 9 算定基準の記の1 (22) を次のように改める。  
「(22) リハビリテーション  
イ 疾患別リハビリテーションについては、健保点数表のリハビリテーショ  
ンの通則1にかかわらず、次の点数で算定することができるものとする。  
(イ) 心大血管疾患リハビリテーション料 (I) (1単位) 250点  
(ロ) 心大血管疾患リハビリテーション料 (II) (1単位) 100点  
(ハ) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) (1単位) 250点  
(ニ) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (II) (1単位) 190点  
(ホ) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (III) (1単位) 100点  
(ヘ) 運動器リハビリテーション料 (I) (1単位) 180点  
(ト) 運動器リハビリテーション料 (II) (1単位) 80点  
(チ) 呼吸器リハビリテーション料 (I) (1単位) 180点  
(リ) 呼吸器リハビリテーション料 (II) (1単位) 80点  
ロ 疾患別リハビリテーションについては、リハビリテーションの必要性及

び効果が認められるものについては、疾患別リハビリテーション料の各規定の注1のただし書にかかわらず、健保点数表に定める標準的算定日数を超えて算定できるものとする。

- ハ 入院中の傷病労働者に対し、訓練室以外の病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的とした疾患別リハビリテーション料（I）を算定すべきリハビリテーションを行った場合は、ADL加算として1単位につき30点を所定点数に加算して算定できるものとする。
- ニ 健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定の注2及び注3については、適用しないものとする。」

10 算定基準の記の1（23）の次に次を加える。

「(24) 職業復帰訪問指導料 1日につき380点

- イ 入院期間が1月を超えると見込まれる傷病労働者が職業復帰を予定している事業場に対し、医師又は医師の指示を受けた看護職員（看護師及び准看護師。以下同じ。）、理学療法士若しくは作業療法士が傷病労働者の職場を訪問し、当該職場の事業主に対して、職業復帰のために必要な指導を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合に、当該入院中及び退院後の通院中に合わせて3回（入院期間が6月を超えると見込まれる傷病労働者にあつては、当該入院中及び退院後の通院中に合わせて6回）に限り算定できるものとする。
- ロ 医師、看護職員、理学療法士又は作業療法士のうち異なる職種の者2人以上が共同して訪問指導を行った場合は、320点を所定点数に加算して算定できるものとする。」

11 算定基準の記の4中「食事療養の費用額算定表」を「食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養」に改める。

12 算定基準の記の5中「平成18年3月6日厚生労働省告示第102号」を「平成20年3月5日厚生労働省告示第67号」に改める。

13 算定基準の記の8中「1級地から5級地とされる地域」の下に「及び当該地域に準じる地域（平成20年3月5日付け保医発第0305002号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添3第8の別紙の人事院規則で定める地域に準じる地域のうち4級地及び5級地）」を加え、「同地域区分の」を削除する。

14 別紙様式を次のように定める。

## 指導管理箋

労働者災害補償保険

第 回 目

氏名		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	男・女
負傷又は 発病年月日	昭和 平成	年 月 日	傷病名		
休業前の 職種		(深夜勤 有・無)	復帰を希望 する職種	原職・事務職・その他( )	

### 就労に当たって必要な指導事項

- 1 職務内容変更の必要性  
 ①あり(理由: ) ②なし
- 2 作業制限の必要性(職務内容変更ありの場合、作業制限の有無)  
 ①軽作業可 ②一般事務可 ③肉体労働のみ制限 ④普通勤務可 ⑤その他( )  
 ( ①~③の場合その期間(推定)  
 平成 年 月頃まで )
- 3 勤務時間調整の必要性  
 ①あり(1日 時間まで、週 時間まで) ②なし  
 \*②なしの場合、時間外勤務調整の必要性  
 ①あり(1日 時間まで、週 時間まで) ②なし ③深夜勤不可
- 4 遠隔地出張の制限の必要性  
 ①あり(制限( )・禁止) ②なし
- 5 自動車運転・危険を伴う機械操作等、作業内容制限の必要性  
 ①あり( ) ②なし
- 6 その他就労に当たって配慮しなければならない事項等について  
 ( )

### 就労に当たって必要とされる療養に関する指導事項

- 1 就労に当たって必要とされる療養に関する指導事項  
 ( )
- 2 今後の療養の予定  
 月に 回程度の診療予定

平成 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

病院又は

名称 \_\_\_\_\_

診療所の

医師名 \_\_\_\_\_

㊞

(注) この指導管理箋は、入院治療後、通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める者に対し、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載するものです。

## 指導管理箋(産業医提出用)

労働者災害補償保険

第 回 目

氏名		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日	男・女
休業前の 職種		(深夜勤 有・無)	復帰を希望 する職種	原職・事務職・その他( )			
病名	(1. ) (2. )						
発症(受傷)年月日 ( 年 月 日・不明 ) 初診年月日 ( 年 月 日 )							
初診時症状 [ ]							
入院 ( 年 月 日 ) ~ ( 年 月 日 )							
通院 ( 年 月 日 ) ~ ( 年 月 日 )							
病状経過 ( ①不変・②改善傾向・③軽快・④その他( ) )							
現在の症状 [ ]							
現在の治療内容に関する特記事項							
今後の治療予定 ( ①入院・②入院及び通院・③通院・④治療不要 )							
入院 ( 年 月 日 ) ~ ( 年 月 日 )							
通院 ( 年 月 日 ) ~ ( 年 月 日 ) 1月に 回程度							
就労に当たって勤務内容に対する意見							
1 勤務可能(条件なし)							
2 勤務可能(条件あり) [ 条件のある期間 平成 年 月頃まで ]							
ア 職務内容の変更 不要・要							
イ 作業内容の制限 不要・要(軽作業可・一般事務可・肉体労働のみ制限・普通勤務可・その他( ))							
ウ 時間外労働の禁止・軽減 不要・要(特記事項: )							
エ 遠隔地出張の禁止・軽減 不要・要(特記事項: )							
オ 自動車運転・危険を伴う機械操作等の可否 不要・要(特記事項: )							
カ その他勤務内容に対する意見 ( )							
就労に当たって必要な職場での留意点							

上記のとおり診断します。

平成 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

病院又は

名称 \_\_\_\_\_

診療所の

医師名 \_\_\_\_\_